

令和5年度 第8回大島区地域協議会 次第

日 時：令和5年11月28日（火）
午後6時30分から
場 所：大島生活改善センター
1階 大集会室

1 開 会

2 報 告

- (1) 大島保健センターの廃止に係る答申に対する通知について

当日配布資料

3 協 議

- (1) 地域協議会活動報告会の開催について

4 その他

- (1) 令和5年度冬期道路交通確保除雪計画について

資料No.1

- (2) 大島方面隊第2分団消防部の再編について

資料No.2

- (3) 大島区におけるバスの再編案について

資料No.3

- (4) 令和5年度第9回地域協議会の開催日について

開催日：12月20日（水） 18時30分から

会 場：大島若者交流館 2階 多目的ホール

5 閉 会

令和5年度 冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市

目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
3-1	車道除雪	2
3-2	歩道除雪	8
3-3	狭隘路線(日中)除雪	10
3-4	除雪機械台数	11
3-5	大雪災害時の優先除雪	11
4	消融雪施設	12
4-1	消雪パイプ	12
4-2	流雪溝	13
5	雪捨て場	13
6	市民への情報提供と協力依頼	14
6-1	道路除雪に対する情報提供	14
6-2	道路除雪に対する協力依頼事項	14
6-3	大雪災害時の協力依頼	15
7	関係機関等との連携	16
8	雪関係の支援制度	17
8-1	小型除雪機購入費補助金	17
8-2	市道除雪作業報償金	17
9	道路除雪対策関係機関等の連絡先	18

1. 除雪基本方針

当市は、県内でも降積雪が多い地域であり、昭和 36 年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」において市内全域が豪雪地帯に、さらに昭和 45 年に特別豪雪地帯の指定に関する改正が行われ、現在では市域のほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

本計画は、令和 4 年 12 月に策定した「上越市第 7 次総合計画 令和 5 年度～令和 12 年度」に基づき、市民の日常生活や経済活動を維持するため、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的かつ効果的な除雪作業を実施し、円滑な冬期間の道路交通と安全な歩行空間の確保に努めることを基本方針とします。

なお、異常降雪時には、除雪路線区分に基づく除雪の優先順位により、まずは車道確保を最優先とし、地域の生活や社会経済活動の影響を最小限に抑えながら、迅速な除排雪作業を進めます。

また、地域ぐるみの共助による除雪体制を促進し、市民協働による「雪につよいまちづくり」を推進し、持続可能な克雪体制の構築を進めていきます。

2. 体制

12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

また、異常降雪が見込まれる場合に高田河川国道事務所に設置される「冬期道路交通確保情報連絡本部」の構成員として、関係機関の情報の収集・発信を行いながら情報の共有を図り、道路交通の確保に努めます。

なお、異常降雪時には、積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を進めるため、道路パトロールを充実するなど、除雪対策本部の体制強化を図り、除雪作業の迅速化に努めます。

災害対策本部が設置された場合は、その指揮下に入ります。

3. 除雪実施計画

3-1 車道除雪

令和5年度の当市の車道除雪延長は、約1,769kmになります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

① 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路から生活道路（通勤・通学道路）まで、機械除雪が可能な路線を除雪します。

② 除雪延長

令和5年度の車道除雪延長の内訳は、次のとおりです。

車道除雪延長の内訳

(単位：km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	119.53	149.14	414.99	108.03	791.69	965.97	82.0%
安塚区	0.75	6.46	43.58	20.40	71.19	191.81	37.1%
浦川原区	0.00	13.52	52.47	7.47	73.46	132.89	55.3%
大島区	0.00	12.34	19.43	1.17	32.94	93.76	35.1%
牧区	0.00	14.67	28.23	27.58	70.48	134.64	52.3%
柿崎区	8.82	43.94	28.98	44.15	125.89	175.58	71.7%
大潟区	2.16	24.56	40.21	14.69	81.62	149.57	54.6%
頸城区	7.30	47.31	47.89	4.08	106.58	177.59	60.0%
吉川区	0.77	25.03	36.88	23.28	85.96	149.83	57.4%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.98	65.36	4.42	96.76	199.77	48.4%
清里区	2.99	18.18	19.25	8.96	49.38	153.65	32.1%
三和区	1.87	27.22	30.55	40.38	100.02	129.30	77.4%
名立区	0.00	20.07	11.24	8.68	39.99	81.91	48.8%
合計	144.19	449.76	850.80	324.74	1,769.49	2,831.53	62.5%

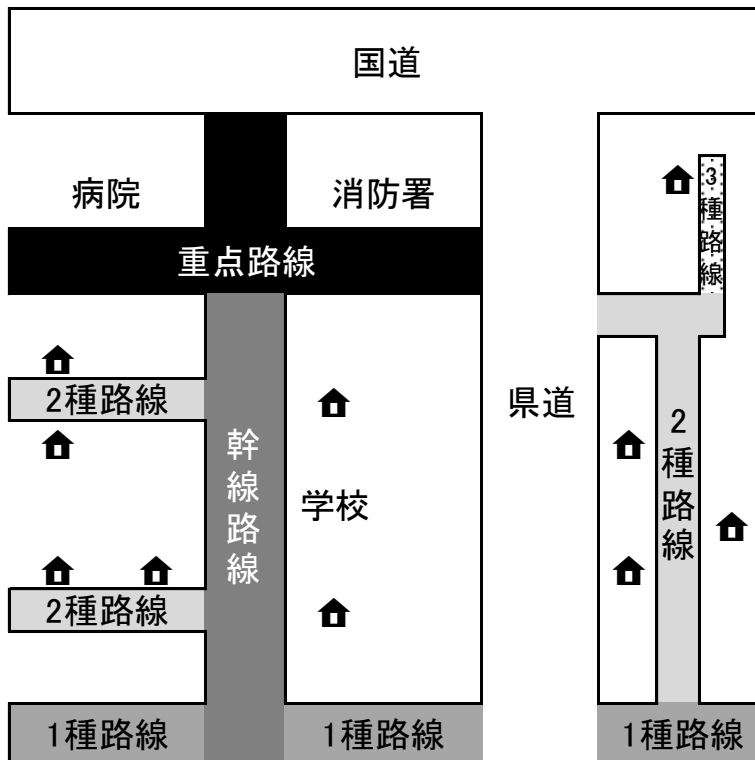
③ 除雪路線区分

道路除雪は次頁の「車道除雪路線区分表」のとおり路線の優先順位を規定し、効率的な道路の除排雪作業を実施することで、道路交通の確保を図ります。

なお、通常降雪時に加えて、新たに異常降雪時における除雪目標を設定し、それぞれの状況下で行うべき内容を明確化します。

また、異常降雪時には、最低限必要な車道の確保に向けた作業に特化したのち、通常時の除雪目標に移行することで、順次、走行環境を整えます。

除雪路線イメージ図



特1種路線	重点路線	
	幹線路線	
1種路線		
2種路線		
3種路線		

車道除雪路線区分表

区 分		優先順位	路 線	除雪目標	
				通常時	異常降雪時 ^{※2}
特 1 種 路 線	重点 路線	1	<ul style="list-style-type: none"> 救急指定病院や消防署周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線 上越妙高駅周辺道路や車両が集中する市街地の道路で高水準の除排雪管理が必要な路線 	必要な幅員 ^{※1} を終日確保する。	通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線以上の先行除雪により通行を最大限確保する。
	幹線 路線	2	<ul style="list-style-type: none"> 国道、県道と接続し同程度の交通量がある路線(都市計画道路等) 学校、公共施設及び主要バス路線など地域内の幹線道路として機能する路線 		通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線の先行除雪により通行を最大限確保する。 (圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。)
1 種路線		3	<ul style="list-style-type: none"> 国道、県道及び幹線道路と接続し、朝夕の交通量の多い路線 通学路などで道路交通の確保が特に必要な路線 集落間を結びその路線を確保しなければ交通が遮断される路線 	必要な幅員確保を原則とする。	車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。 (圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。)
2 種路線		4	<ul style="list-style-type: none"> 県道及び1種路線に接続し、地区内の主要道路であり、地区内住民の他にも利用が見込まれる路線 	車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。	車1台分の幅員確保を原則とする。
3 種路線		5	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の生活道路で交通量が少なく、主に地区内住民が利用する生活道路 	車1台分の幅員確保を原則とする。	(一時通行不能になる場合がある。)

※1 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとする。

※2 異常降雪時とは、目安として50cm/24h程度以上の降雪の時とする。

④ 除雪出動判断基準

ア 通常降雪時

除雪時間帯において下表の路面積雪深に達した場合、除雪目標に沿った除雪を行います。

ただし、当該路線の日中の混雑度や今後の気象予報及び従前の除雪状況等により、基準に達しない場合でも出動する場合があります。また、早朝除雪に備える必要があることから、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの作業完了を目指します。

なお、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅延する場合があります。

除雪出動判断基準表

通常降雪時の除雪出動判断基準は、積雪量に応じ、下記の表のとおりとします。

		早朝除雪		日中除雪		夜間除雪
除雪時間帯		0:00～7:00		8:30～17:00		20:00～24:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	※	10cm 以上	※	10cm 以上
	幹線路線					
1種路線		10cm 以上	※	15cm 以上 または 10cm 以上で本部が必要 と判断した場合	※	15cm 以上 かつ本部が必要 と判断した場合
2種路線						
3種路線						

※ 通勤通学及び帰宅時間の渋滞を考慮し、上記網掛けの時間帯は原則除雪作業を休止する。なお、上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着時刻を考慮し、除雪を行うこととする。

イ 異常降雪時

異常降雪時は、除雪の出動判断基準となる路面積雪深によらず除雪の早期着手を認めるとともに、迅速な除雪完了を目指し、除雪時間帯によらない連続した除雪を実施します。

また、気象状況（連続降雪など）や道路状況（圧雪の成長など）を勘案し、除雪対策本部から除雪事業者には作業内容や除雪時間帯等を指示します。



ウ 概ね3月以降

路面積雪深が10cmに達しているが、雪が降り止んでおり今後も降雪の気象予報がない場合や、融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合は、除雪機械の出動を見合わせます。

⑤ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑥ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難となり、今後の降雪状況により著しく交通障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。

また、歩道のない車道において、歩行空間が著しく損なわれる場合や除雪により見通しが悪くなった交差点、堆雪により幅員が狭くなったアンダーパスについても排雪作業を実施します。



その他、異常降雪等により、交通障害が生じると見込まれる場合においては、上記にかかわらず、先行して排雪を行います。

⑦ 凍結防止剤散布

橋梁や急勾配箇所のほか、交通量が多い路線を中心に低温注意報の発令や最低気温がマイナス2度以下に達した場合を目安に、凍結防止剤を散布します。

⑧ 地吹雪時の対応

地吹雪の危険箇所については、事前に市のホームページや注意看板の設置により周知を行います。また地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページなどで周知を行います。

なお、地吹雪発生により、通行に危険がある場合は、関係機関及び地元関係者と連携を図り、吹き溜りの除去や一時的な通行止め等の対応をとります。

3-2 歩道除雪

令和5年度の当市の歩道除雪延長は、約159kmになります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設などで歩行者の多い歩道及び児童生徒が多く通る通学路を中心に、小形除雪車などにより行います。一方、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行空間の確保に努めます。



① 除雪路線

国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、通学路や病院、利用者が多い公共施設周辺の歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員2m以上）を除雪します。

② 除雪延長

令和5年度の歩道の除雪延長は、次のとおりです。

歩道除雪延長

(単位：km)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	108.39	3.5	111.89	190.9	58.6%
安塚区	2.27	0	2.27	9.82	23.1%
浦川原区	1.23	0	1.23	2.82	43.6%
大島区	0	0	0	0.22	0.0%
牧区	0.05	0	0.05	1.14	4.4%
柿崎区	2.35	0	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%
頸城区	9.66	0	9.66	27.81	34.7%
吉川区	3.62	0	3.62	7.32	49.5%
中郷区	0.98	0	0.98	3.58	27.4%
板倉区	6.02	0	6.02	7.35	81.9%
清里区	5.73	0	5.73	8.23	69.6%
三和区	10.88	0	10.88	14.97	72.7%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	152.09	6.83	158.92	295.59	53.8%

③ 除雪出動判断基準と除雪目標

ア 通常降雪時

歩道上の積雪深が、早朝除雪は 10 cm、日中除雪は 15 cmに達した場合、歩道除雪を実施し、安全な歩行空間の確保に努めます。

イ 異常降雪時

異常降雪時には、車道除雪を優先するため、一時的に歩道を雪置き場とする場合があります。その際は、可能な限り車道を拡幅除雪することで歩行空間の確保に努めます。

また、車道の通行確保後に歩道除雪を開始する場合、両側歩道の除雪箇所では広域な歩行空間の早期確保を図るため、一時的に片側の歩道除雪を行います。

④ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び箇所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※ 歩道がない道路は、車道の拡幅除雪により歩行空間を確保します。

3-3 狭隘道路（日中）除雪

道路の幅員が狭く（おおむね4m未満）通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車1台分の幅員確保ができない道路は、小形除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと雪置き場の確保など一定の条件が整った場合に、早朝除雪終了後の日中に除雪を行います。

① 除雪路線

小形除雪車が入る幅員を有している市道について、雪置き場の確保及び除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

② 除雪延長（単位：km）

地区名	延長
合併前上越市	17.84
牧区	0.14
頸城区	0.17
吉川区	1.14
中郷区	0.10
板倉区	2.25
清里区	3.58
三和区	1.28
合計	26.50

③ 除雪出動判断基準と除雪目標

ア 通常降雪時

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

イ 異常降雪時

車道及び歩道除雪の作業終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

④ 排雪作業

堆雪により雪置き場にこれ以上雪を置けない場合、排雪のためのダンプトラックが乗入れできる路線については、排雪作業を実施します。

3-4 除雪機械台数

項目	車道除雪								歩道除雪				凍結防止				合計
	除雪ドーザ (台)				ロータリ 除雪車 (台)				ロータリ除雪車・ 小型除雪機 (台)				散布車 (台)				
	貸 与	委 託	借 上	小 計	貸 与	委 託	借 上	小 計	貸 与	委 託	借 上	小 計	貸 与	委 託	借 上	小 計	
令和 4年度	122	226	203	551	53	12	44	109	45	18	77	140	3	1	0	4	804
令和 3年度	122	222	172	516	53	11	42	106	44	19	77	140	4	0	0	4	766
増減	0	4	31	35	0	1	2	3	1	-1	0	0	-1	1	0	0	38

3-5 大雪災害時の優先除雪

異常降雪により、通行不能路線が広域的に多数同時発生した場合は、大雪災害と位置づけ、原則下記の優先順位により除雪作業を行います。

○ 優先順位

- 1 特1種路線の除雪・拡幅
- 2 1種路線の除雪
- 3 2種、3種路線の除雪
- 4 通学路の歩道除雪
- 5 1種路線の拡幅
- 6 2種、3種路線の拡幅
- 7 通学路以外の歩道除雪
- 8 狭隘道路の除雪

※ 車道除雪を優先しますが、歩行空間の確保も含めた除雪を行うこととする。

※ 歩道除雪については、児童・生徒の安全を確保するため、原則、通学路の除雪を優先的に行うこととする。

※ 各路線の除雪目標については、4頁記載の「異常降雪時」及び9頁記載の「イ 異常降雪時」に基づき作業を行うこととする。

4. 消融雪施設

当市の除雪は機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の市道の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年12月から確実に効果を発揮するよう降雪前点検を実施します。

なお、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合においては、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内で、注意報や警報が発令されます。この場合、地下水の節水や削減対策のため、消雪パイプの運転に制限をかける場合があります。

また、異常降雪等により消雪能力を上回る降積雪量となった場合において、機械除雪が可能と判断できる箇所については、機械除雪を実施します。

4-1 消雪パイプ

① 消雪パイプ延長

令和5年度の消雪パイプ延長は、次のとおりです。

(単位：km)

合併前上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
25.27	1.63	0.98	0.52	22.21	12.01	8.97	1.69	73.28

※ 市が管理している消雪パイプは融雪用電力を使用しているため、降雪にかかわらず午後2時から3時と午後4時から5時の1日2回散水を休止する。

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転を制御する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

4-2 流雪溝

① 流雪溝延長

令和5年度の流雪溝延長は、次のとおりです。

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

※ 河川水を利用するため、水位が低い場合には運転できない場合がある。

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行いたくため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5. 雪捨て場

市民の方も利用できる雪捨て場を、積雪状況に応じて開設します。

雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに開設します。なお、開設場所及び時期は市のホームページなどで事前に周知します。

異常降雪が予測される場合は、雪捨て場を迅速に開設または増設し、排雪作業の効率化を図ります。

6. 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪を円滑に行うため市民の皆さんに情報提供を行うとともに協力を依頼します。

6-1 道路除雪に対する情報提供

- 降雪期前に、地区別の町内会を対象とする除雪会議や町内会長会議等を通じて、地域の協力と除雪事業に対する理解を深めます。
- 広報上越に道路除雪に対する協力依頼事項を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- 市ホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。なお、市ホームページにアクセスが集中しても、除雪車の出動状況を快適に閲覧できるよう除雪管理システムの改修を行いました。
- 地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所を市ホームページなどで周知します。

6-2 道路除雪に対する協力依頼事項

- 車両の適切な駐車
除雪作業の妨げになる路上駐車や歩道を占有する駐車はしないでください。
- 樹木や消雪施設の適切な管理
樹木や乗入用鉄板が道路に出ていると重大な事故を引き起こすおそれがあります。また消雪用ビニールホースは絶対に道路に出したままにしないでください。
- 作業中の除雪車に近づかない
除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近づかないでください。
- 敷地内から道路への雪出し禁止
敷地内から道路へ雪を出すと通行が妨げられ、渋滞や事故発生のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根の雪下ろしでやむを得ず道路に雪を下したときは速やかに片付けるようにお願いします。

○ 急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○ 玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○ 農業用水路(用水路・排水路)への投雪禁止

農業用水路へ捨てられた雪が原因で水路をふさぎ、下流の住宅地等が浸水するおそれがあります。農業用水路へ投雪しないようお願いします。

○ 道路に接している危険箇所が目印表示

除雪作業上危険な箇所、建物や塀が道路に接している箇所、衝突や損傷のおそれのある箇所等については、降雪前に各戸で目印となるポールや赤い布等を設置するようお願いします。

6-3 大雪災害時の協力依頼

○ 不要不急の外出自粛

大雪時は、道路の通行止めや車両の立ち往生、公共交通機関の遅延や運休が発生することがありますので、不要不急の外出を控えていただくようお願いします。

○ 外出時の注意

緊急に自動車以外で外出しなければならない場合は、最新の気象情報及び道路交通状況を確認し、自らが交通障害の原因者にならないよう、幅員の狭い道路や抜け道など走行困難となるおそれのある道路は避け、比較的幅員の広い道路を優先し通行するなど、最大級の警戒をお願いします。

○ 地域による除雪

生活道路の通行不能を解消するまで1週間以上要した実態がありますので、安全確認を十分に行いながら、地域でも生活道路の除雪にご協力くださいますようお願いいたします。

7. 関係機関等との連携

道路除雪に当たっては、国県等の道路管理者などと連携・協力、情報の共有化を図り、効率的な除雪作業を行います。

① 除雪実施路線の相互乗り入れ

道路管理者同士の連携を図り、同一路線上で道路管理者が違う路線などについては、除雪が効率よく行える除雪事業者はその除雪路線を委託します。

② 除雪機械の相互使用

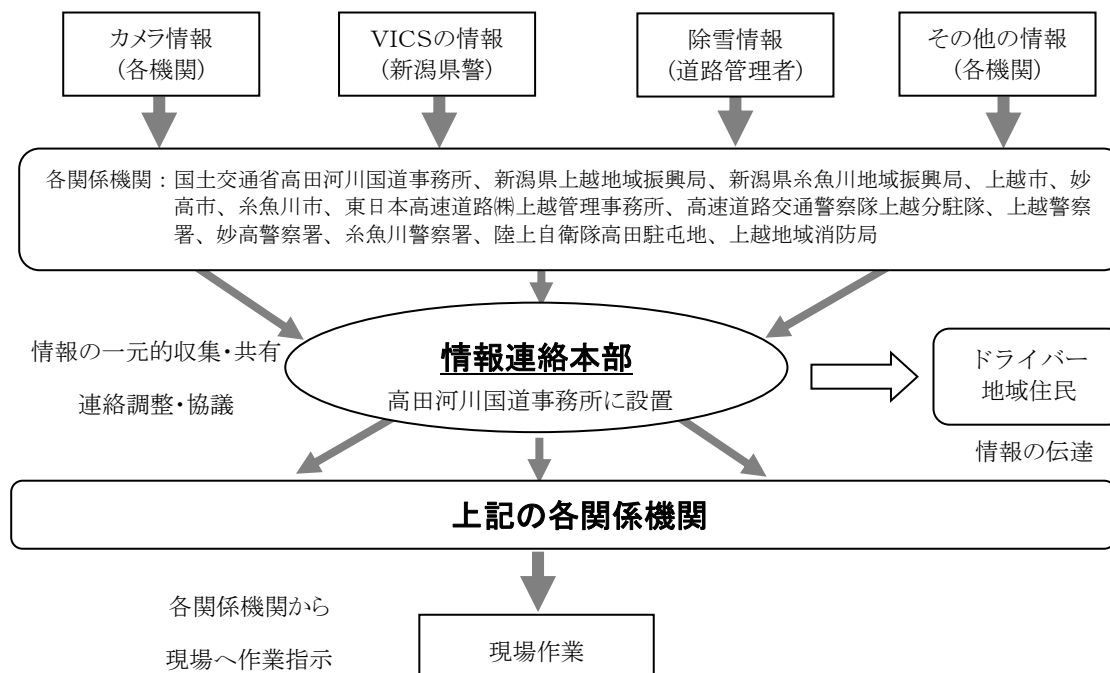
異常降雪時において、効率的な除雪を緊急に行う必要がある場合は、異なる道路管理者が管理している除雪機械を相互に使用できる体制を整えます。

③ 情報連絡本部の設置

上越地域において、気象予報により急激な異常降雪等により道路交通に多大な影響が見込まれる場合に、国土交通省、新潟県、上越市、妙高市、糸魚川市、東日本高速道路(株)、新潟県警察、陸上自衛隊及び上越地域消防局の各関係機関が道路交通の確保を図るため、冬期道路交通確保情報連絡本部が設置され連携を図ります。

④ 異常降雪時における連携

異常降雪により、除雪事業者が担当するエリア内で除排雪作業の遅延等が生じる恐れがある場合には、担当除雪事業者以外の除雪事業者に応援除雪を行うほか、緊急的に委託契約を締結していない事業者にも除排雪作業の協力を求め、交通障害の早期解消に努めます。



8. 雪関係の支援制度

8-1 小型除雪機購入費補助金

市では地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

① 対象者

市道、又は私道の除雪を共同で行う原則 5 戸以上の団体（共同で除雪できる範囲に 5 戸以上ない場合は、5 戸未満であっても補助対象になる場合もあります。）

② 支援内容

小型除雪機の購入費の 40%以内で、1 台につき 80 万円が上限（申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。）

③ 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が 13 馬力級以上

8-2 市道除雪作業報償金

除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪体制を維持するため、除雪作業を行う町内会へ報償金を支給します。

① 対象者

町内会、町内の組、班

② 対象路線

除雪路線に指定していない市道

③ 報償金の額

除雪延長 1mあたり 1 回 50 円

④ 除雪作業方法

普通自動車 1 台が通行可能な程度に、小型除雪機や消雪パイプ等を使用して雪を除去する作業（単価は統一）

9. 道路除雪対策関係機関等の連絡先

【 上越市 市道 】

上越市除雪対策本部
(道路課雪対策室)
代表：025-526-5111
FAX：025-526-3525

頸城区総合事務所
代表：025-530-2311
三和区総合事務所
代表：025-532-2323
名立区総合事務所
代表：025-537-2121

浦川原区総合事務所
(建設グループ)
代表：025-599-2301
FAX：025-599-2225

安塚区総合事務所
代表：025-592-2003
大島区総合事務所
代表：025-594-3101

柿崎区総合事務所
(建設グループ)
代表：025-536-2211
FAX：025-536-2227

大潟区総合事務所
代表：025-534-2111
吉川区総合事務所
代表：025-548-2311

板倉区総合事務所
(建設グループ)
代表：0255-78-2141
FAX：0255-78-3984

牧区総合事務所
代表：025-533-5141
中郷区総合事務所
代表：0255-74-2411
清里区総合事務所
代表：025-528-3111

【 国 国道8号・18号 】

北陸地方整備局
高田河川国道事務所
025-523-3136

国土交通省高田河川国道事務所
直江津維持出張所
025-525-7724

【 県 県が管理する道路 】

新潟県上越地域振興局
地域整備部維持管理課
直通：025-526-9653

新潟県上越地域整備部
上越東維持管理事務所維持管理課
直通：025-592-3655

【 高速道路 】

東日本高速道路
上越管理事務所
025-522-1141

【 警察関係 】

上越警察署
025-521-0110
妙高警察署
0255-72-0110

【 消防関係 】

上越地域消防局
025-545-0119
上越消防署
025-544-0119
上越南消防署
025-525-1198
東頸消防署
025-592-0119
頸北消防署
025-536-6119
頸南消防署
0255-86-3119

【 その他 】

東北電力
停電・緊急時の問合せ先
0120-175-366

ガス水道局
025-522-5512

NTT東日本
設備不良に関する問合せ先
0120-444-113

上越ケーブルビジョン
0120-988-945

JR東日本
お問い合わせセンター
050-2016-1600

えちごトキめき鉄道
025-543-3160 (直江津駅)
025-546-5520 (本社)

北越急行
025-752-0770 (十日町駅)

頸城自動車
025-543-3178
くびき野バス
025-525-2771
東頸バス
025-599-2312
頸北観光バス
025-536-2219
頸南バス
0255-72-3139

陸上自衛隊高田駐屯地
025-523-5117

新潟地方気象台
観測予報窓口
025-281-5871

令和5年度 冬期道路交通確保除雪計画書

令和5年10月

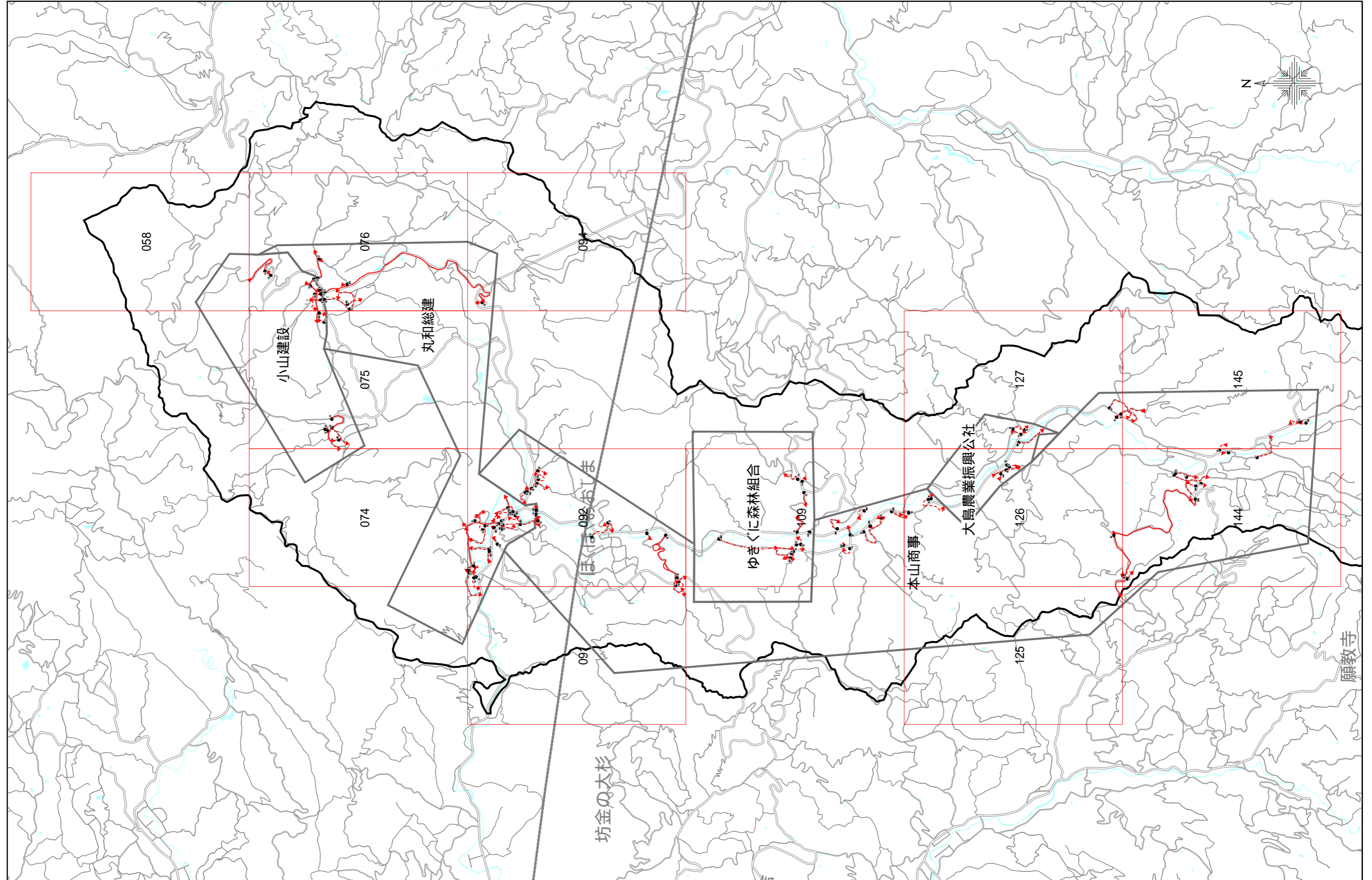
作成 新潟県上越市 都市整備部 道路課 雪対策室

令和 5 年度除雪等路線

<大島区>

目 次

1	除雪事業者区域割図
2	除雪事業者連絡先
3	車道除雪路線表
	大島農業振興公社	1
	小山建設	1
	丸和総建	2
	本山商事	3・4
	ゆきぐに森林組合	4
4	車道除雪路線図
	大島農業振興公社	126・127
	小山建設	58・74・75・76
	丸和総建	74・76・91・92・94
	本山商事	91・92・109・125・126・127・144・145
	ゆきぐに森林組合	109



2 除雪事業者連絡先

番号	業者名	連絡先			対象地区名
1	大島農業振興公社	日中 025-594-2856	夜間 090-6948-5283	Fax 025-594-2860	萍沢、三竹沢、熊田
2	(有)小山建設	日中 025-594-3344	夜間 080-1006-0913	Fax 025-594-3316	角間、板山、田麦(県道から北側)、竹平、藤尾
3	(株)丸和総建	日中 025-594-3153	夜間 090-1601-7522	Fax 025-594-3403	田麦(県道から南側)、大平、上岡、千原、下岡、長者島
4	(株)本山商事	日中 025-594-2211	夜間 090-2332-1085	Fax 025-594-2112	細越、達、深沢、上達、棚岡、石橋、仁上、牛ヶ鼻、菖蒲、西沢
5	ゆきぐに森林組合	日中 025-594-2041	夜間 090-7705-4882	Fax 025-594-2201	大島、中野

3 車道除雪路線表

除 雪 路 線 表

大島農業振興公社

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	16	池の俣線	県道菖蒲棚岡線～三竹沢中央線			0.15		0.15
2	17	三竹沢中央線	市道池の俣～県道菖蒲棚岡線			0.23		0.23
3	18	前倉線	市道三竹沢中央線～南へ終点			0.09		0.09
4	19	熊田西沢線	県道菖蒲棚岡線(熊田バス停先)～熊田集落終わり(西沢方面)			0.24		0.24
5	20	熊田中央線	県道菖蒲棚岡線～市道熊田西沢線			0.21		0.21
6	20	熊田中央線	市道熊田西沢線			0.14		0.14
7	100	カジヤシキ線	市道熊田中央線～西へ終点			0.11		0.11
8	115	萍沢線	県道菖蒲棚岡線(三竹沢橋先)～グリーンハウス			0.40		0.40
		合 計				1.57		1.57

小山建設

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	05	高所線	藤尾線終点(藤尾センター)～藤尾集落終わり		0.60			0.60
2	71	板山小海線	市道竹平田麦板山線(途中)～市道板山上村線			0.12		0.12
3	73	板山上村線	市道竹平田麦板山線(大字板山地内)～板山集落終わり(大字板山地内)		0.23			0.23
4	73	板山上村線	市道板山小海線終点～板山集落終点			0.16		0.16
5	74	板山東山線	市道板山上村線(板山センター先)～市道板山上ノ山線起点先			0.04		0.04
6	75	板山上ノ山線	市道板山東山線～板山集落終わり(大字板山地内)			0.04		0.04
7	76	竹平田麦板山線	主要地方道上越安塚柏崎線～市道板山上村線(大字板山地内)		0.98			0.98
8	76	竹平田麦板山線	竹平向山線接点～板山集落終わり(大字板山地内)			0.33		0.33
9	76	竹平田麦板山線	本線起点(市道向山線)～旧旭小学校		0.52			0.52
10	77	田麦角間線	主要地方道大瀧高柳線(旭センター駐車場先)～田麦集落終わり(大字竹平田麦板山線交差点～田麦集落終わり)		0.08			0.08
11	77	田麦角間線	竹平田麦板山線交差点～田麦集落終わり			0.09		0.09
12	84	田麦西線	旧旭小学校～市道竹平田麦板山線			0.12		0.12
13	85	田麦上村線	主要地方道大瀧高柳線(大字田麦地内)～上総				0.06	0.06
14	86	田麦上村横線	主要地方道大瀧高柳線(大字田麦地内)～村道竹平田麦板山線(大字田)				0.07	0.07
15	89	竹平向山線	主要地方道大瀧高柳線十字路～竹平集落終わり			0.22		0.22
16	90	藤尾線	主要地方道大瀧高柳線十字路～終点(藤尾センター)		0.10			0.10
17	108	田麦上村上線	市道竹平田麦板山線(大字田麦地内)～主要地方道大瀧高柳線			0.42		0.42
		合 計			2.51	1.54	0.13	4.18

除 雪 路 線 表

丸和総建

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	55	川原田線	国道253号～大島保育園先		0.28			0.28
2	56	大平線	市道大平上村線～市営大平住宅・国道253号			0.42		0.42
3	58	小林線	国道253号～市道梨ノ木線			0.30		0.30
4	59	下村線	国道253号～市道小林線			0.11		0.11
5	60	大平千原線	国道253号(大平西バス停先)～市道岡線			0.28		0.28
6	61	梨ノ木線	岡先起点先～大字大平地内			0.07		0.07
7	61	梨ノ木線	国道253号(市道大平上村線起点先)～千原集落終わり		0.45			0.45
8	62	上岡線	市道宮ノ崎線～(市道梨ノ木線交差)上岡集落終わり			0.33		0.33
9	63	宮ノ崎線	市道梨ノ木線(上岡センター先)～市道岡線			0.43		0.43
10	64	岡線	国道253号(長者島バス停先)～市道梨ノ木線		0.70			0.70
11	65	下岡線	市道岡線～国道253号長者島橋先			0.70		0.70
12	66	下岡西線	市道岡線(十字路)～神社先			0.06		0.06
13	67	長者島中央線	市道岡線～国道253号(長者島橋)			0.23		0.23
14	78	田麦大山線	主要地方道大瀧高柳線～あさひ荘入口		2.90			2.90
15	81	田麦下村線	主要地方道大瀧高柳線(JA旭支所先)～大字田麦地内			0.38		0.38
16	81	田麦下村線	大字田麦地内～市道田麦下村線・大字田麦地内及び市道田麦大山線			0.54		0.54
17	87	竹平線	主要地方道大瀧高柳線(共同利用施設先)～集落終わり		0.42			0.42
18	88	竹平小貫線	市道竹平線～竹平集落終わり			0.08		0.08
19	97	田麦大山支線	あさひ荘入口～国道253号		0.11			0.11
20	98	上岡北線	市道梨ノ木線(大字岡地内)～市道上岡線(大字岡地内)			0.13		0.13
21	113	大平上村線	国道253号(農協倉庫先)～市道大平線(大字大平地内)			0.03		0.03
22	113	大平上村線	国道253号～市道大平線(戸隠神社先)			0.21		0.21
23	114	下村野間刈線	市道田麦下村線(字下村地内)～市道田麦下村線交差			0.24		0.24
24	118	細越線	上越安塚柏崎線(市道西山線起点先)～多目的ホール駐車場			0.09		0.09
25	119	大平西山線	市道大平線(大字大平地内)～市道西山線			0.26		0.26
26	120	大平中島線	大平中島住宅団地内道路			0.19		0.19
27	121	川原田線支線	市道川原田線～市道小林線			0.20		0.20
28	123	田麦干場線	市道田麦大山線～大字田麦地内			0.11		0.11
29	125	大平線支線	国道253号～市道大平線			0.08		0.08
30	133	大平東線	国道253号～終点(大字大平地内)			0.06		0.06
31	135	東頸城幹線	国道253号～大字大平地内			0.13		0.13
		合 計			4.86	5.66		10.52

除 雪 路 線 表

本山商事

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	02	糀山線	深沢中央線～大字深沢地内			0.09		0.09
2	03	小高岩線	全線			0.06		0.06
3	3	仲原線	県道菖蒲高原線～大字菖蒲地内			0.20		0.20
4	3	仲原線	国道405号(小峰橋先)～国道405号(飯田電気先)			0.26		0.26
5	3	仲原線	国道405号(大字菖蒲地内)			0.11		0.11
6	04	菖蒲線	国道405号～簡易水道浄水場			0.06		0.06
7	5	菖蒲西中央線	市道下山線～光恩寺先			0.51		0.51
8	7	菖蒲蓮野線	国道405号(番屋前)～大字菖蒲地内			0.10		0.10
9	8	西沖線	市道下山線～農免西沢線			0.38		0.38
10	9	菖蒲西沢線	市道熊田西沢線～大字西沢地内				0.14	0.14
11	10	下山線	国道405号～菖蒲西集落終わり(市道菖蒲西中央線起点)			0.31		0.31
12	11	西沢下向線	市道熊田西沢線～大字西沢地内				0.07	0.07
13	12	下向線	県道菖蒲棚岡線～県道菖蒲棚岡線(牛ヶ鼻センター先)			0.73		0.73
14	13	小高岩線	全線			0.41		0.41
15	19	熊田西沢線	農免西沢線終点～区境界【安塚区】		1.03			1.03
16	22	仁上峠線	県道菖蒲棚岡線～大字仁上地内			0.09		0.09
17	25	岩原線	仁上大橋から東へ県道菖蒲棚岡線を横断し、県道菖蒲棚岡線			0.46		0.46
18	26	道下線	県道菖蒲棚岡線～市道道下支線			0.16		0.16
19	27	石橋線	県道菖蒲棚岡線～市道石橋行野線起点經由県道菖蒲棚岡線			0.71		0.71
20	28	石橋南線	市道石橋線～大字仁上地内			0.08		0.08
21	30	棚岡線	県道菖蒲棚岡線(集落センター先)～国道403号		0.14			0.14
22	32	棚岡西線	主要地方道上越安塚柏崎線(今田屋)分岐点～主要地方道上越安塚柏			0.21		0.21
23	45	上達細野線	市道島地線起点(旧集会所西寄り)～上達集落終わり(大字上達地内)			0.29		0.29
24	45	上達細野線	主要地方道上越安塚柏崎線(旧役場先)～市道島地線起点		1.32			1.32
25	46	上達細野支線	主要地方道上越安塚柏崎線大島中学校入口～大島中学校			0.12		0.12
26	47	島地線	市道上達細野線(旧クラブ西より)～終点(大字上達地内)			0.16		0.16
27	48	上達上居村線	市道上達細野線～市道上達細野線			0.22		0.22
28	49	深沢中央線	深沢村営住宅内市道起点～主要地方道上越安塚柏崎線(武江ラジオ店)			0.49		0.49
29	50	西山線	主要地方道上越安塚柏崎線～細越集落終わり			0.14		0.14
30	50	西山線	主要地方道上越安塚柏崎線～市道大平西山線終点平字西山2595			0.10		0.10
31	51	達中央線	旧国道(大字大平地内)～国道253号(農免糀山線入口)			0.25		0.25
32	53	達居村線	達南線～国道253号			0.05		0.05

除 雪 路 線 表

本山商事

(km)




番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
33	54	押切線	国道253号(押切橋先)～市道細越大新田線			0.22		0.22
34	99	川東線	国道405号～大日庵先			0.16		0.16
35	104	菖蒲南線	国道405号～大字菖蒲地内			0.37		0.37
36	105	達南線	市道達中央線～達集落終わり			0.38		0.38
37	107	石橋中央線	県道菖蒲棚岡線(石橋センター先)～市道石橋線			0.06		0.06
38	109	細越大新田線	市道押切線起点～達集落終わり(大字達地内)				0.05	0.05
39	109	細越大新田線	市道細越大新田線【国道253(墨染橋先)】～達集落終わり			0.04		0.04
40	110	棚岡東線	国道403号～大字棚岡地内			0.21		0.21
41	110	棚岡東線	国道403号バイパス～東へ(大字棚岡地内)			0.31		0.31
42	111	西沖支線	国道405号～市道菖蒲西中央線			0.16		0.16
43	116	棚岡中島線	主要地方道上越安塚柏崎線～大字棚岡地内			0.06		0.06
44	129	達靴山線	市道達中央線～達集落終わり(大字下達地内)			0.21		0.21
45	131	道下支線	県道菖蒲棚岡線(大字仁上地内)～県道菖蒲棚岡線			0.25		0.25
46	C01	西沢線	国道405号～市道熊田西沢線		1.89			1.89
		合 計			4.38	9.18	0.26	13.82

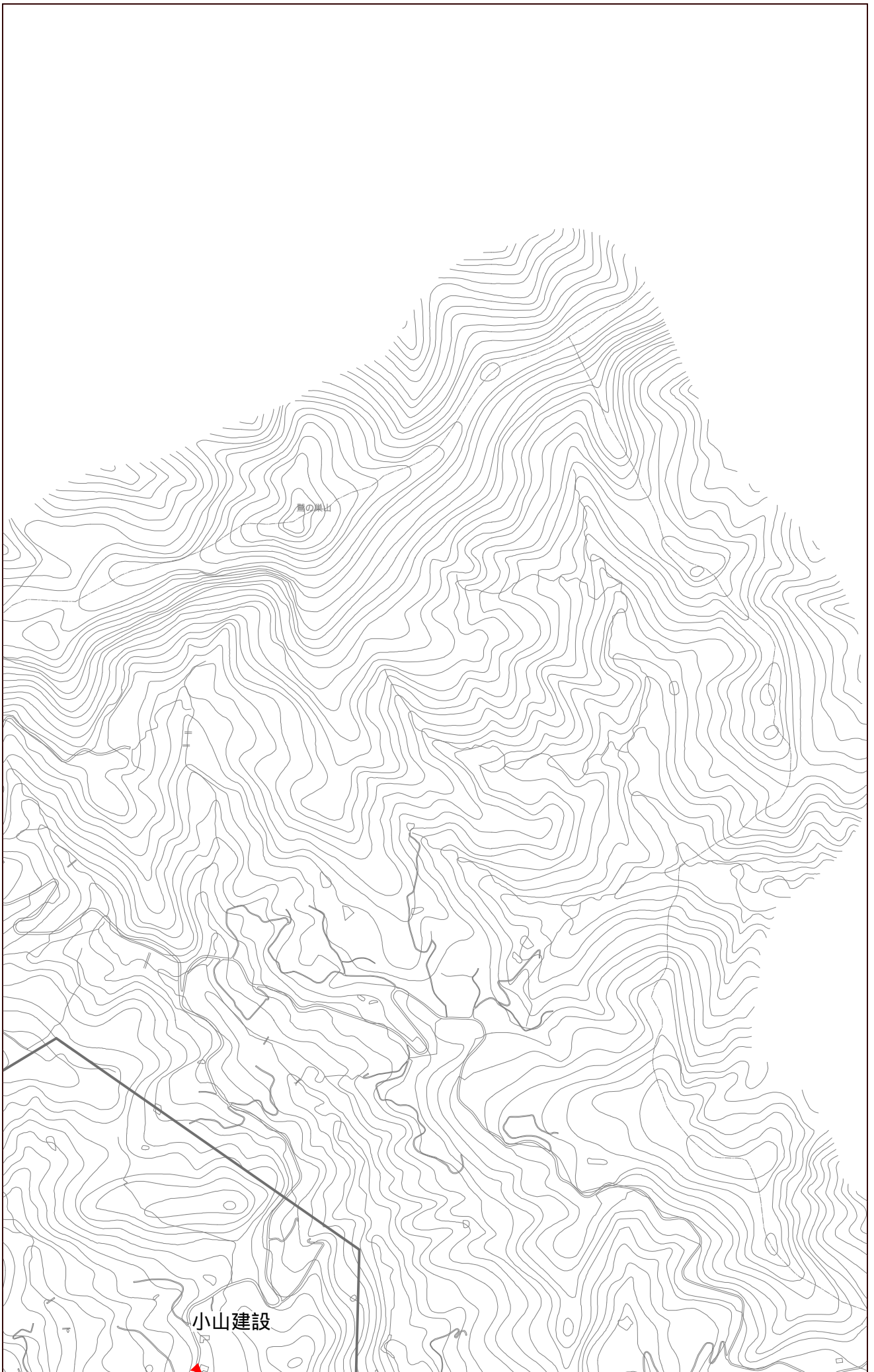
ゆきぐに森林組合

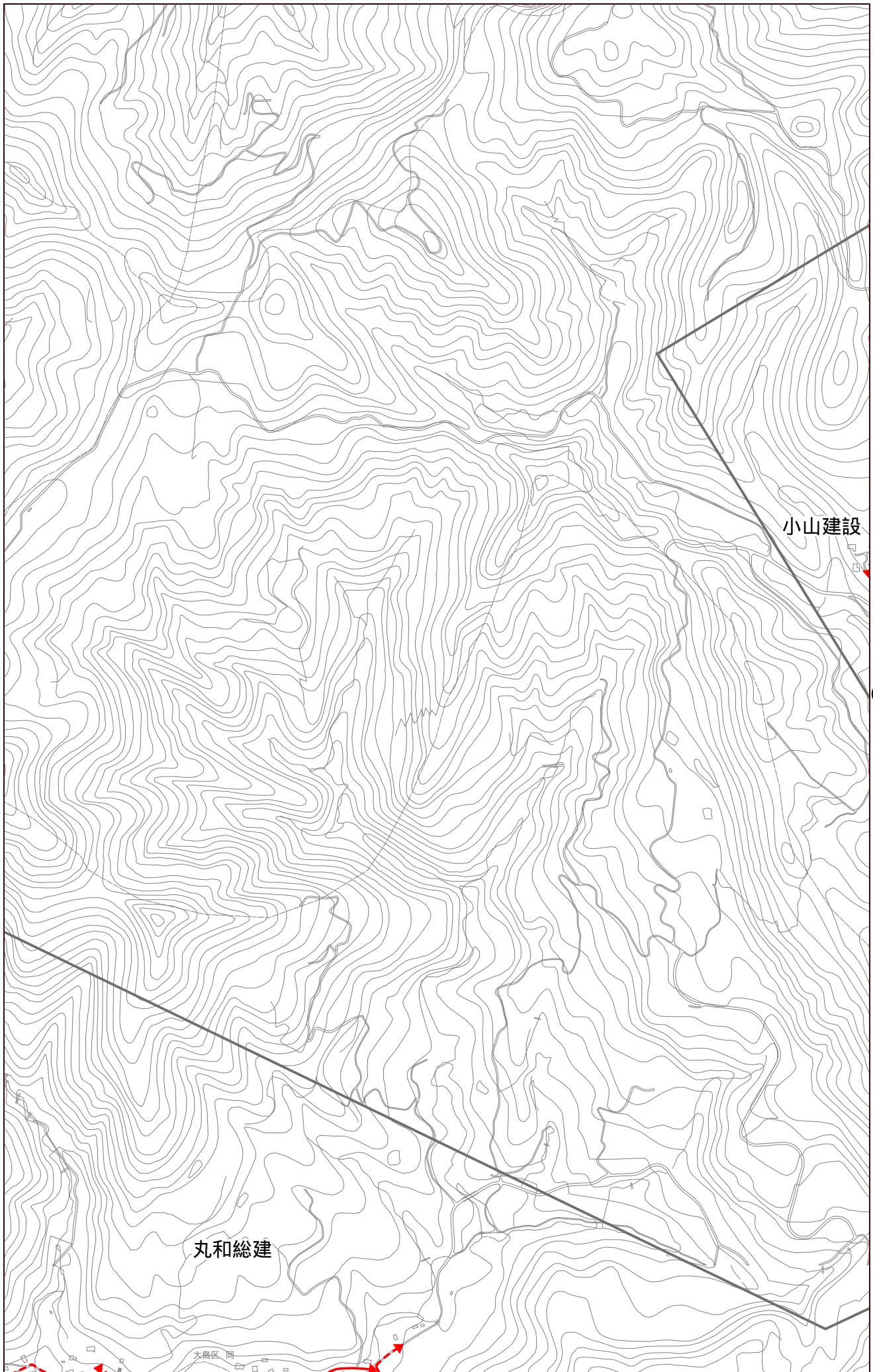
(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	33	切通線	岡嶺交差点～終点(大字大島地内)			0.08		0.08
2	33	切通線	国道403号～終点		0.06			0.06
3	34	岡峯線	市道切通線～国道403号			0.50		0.50
4	36	居村上沢田線	国道403号(角屋)～国道403号			0.15		0.15
5	37	上沢田線	市道居村上沢田線～国道403号(大島橋先)			0.14		0.14
6	38	大島中野線	国道403号十字路(大島)～国道403号(中野集落)		0.52			0.52
7	40	中野線	国道403号線～大字中野地内			0.10		0.10
8	42	中野峠線	国道403号(市道中野下村線終点先)～集落終わり			0.31		0.31
9	117	道田線	主要地方道上越安塚柏崎線(第2太原橋先)～市道岡嶺線				0.78	0.78
10	126	中野ホトロボ線	国道403号～大字大島地内			0.04		0.04
11	134	切通支線	市道切通線～終点(大字大島地内)			0.16		0.16
		合 計			0.58	1.48	0.78	2.84

4 車道除雪路線図

車道除雪路線凡例	
	特 一 種 路 線
	一 種 路 線
	二 種 路 線
	三 種 路 線

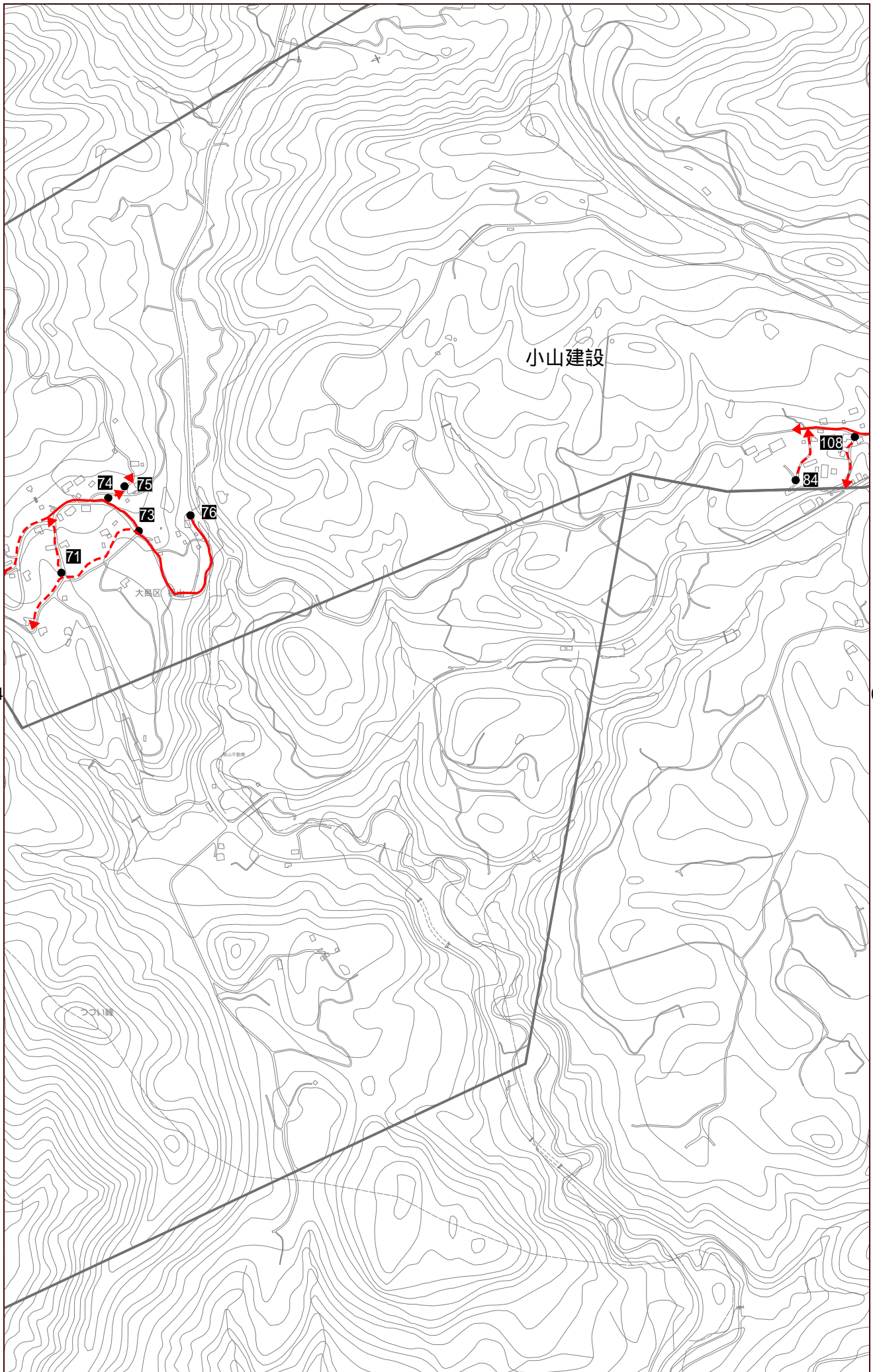




075

丸和総建

小山建設

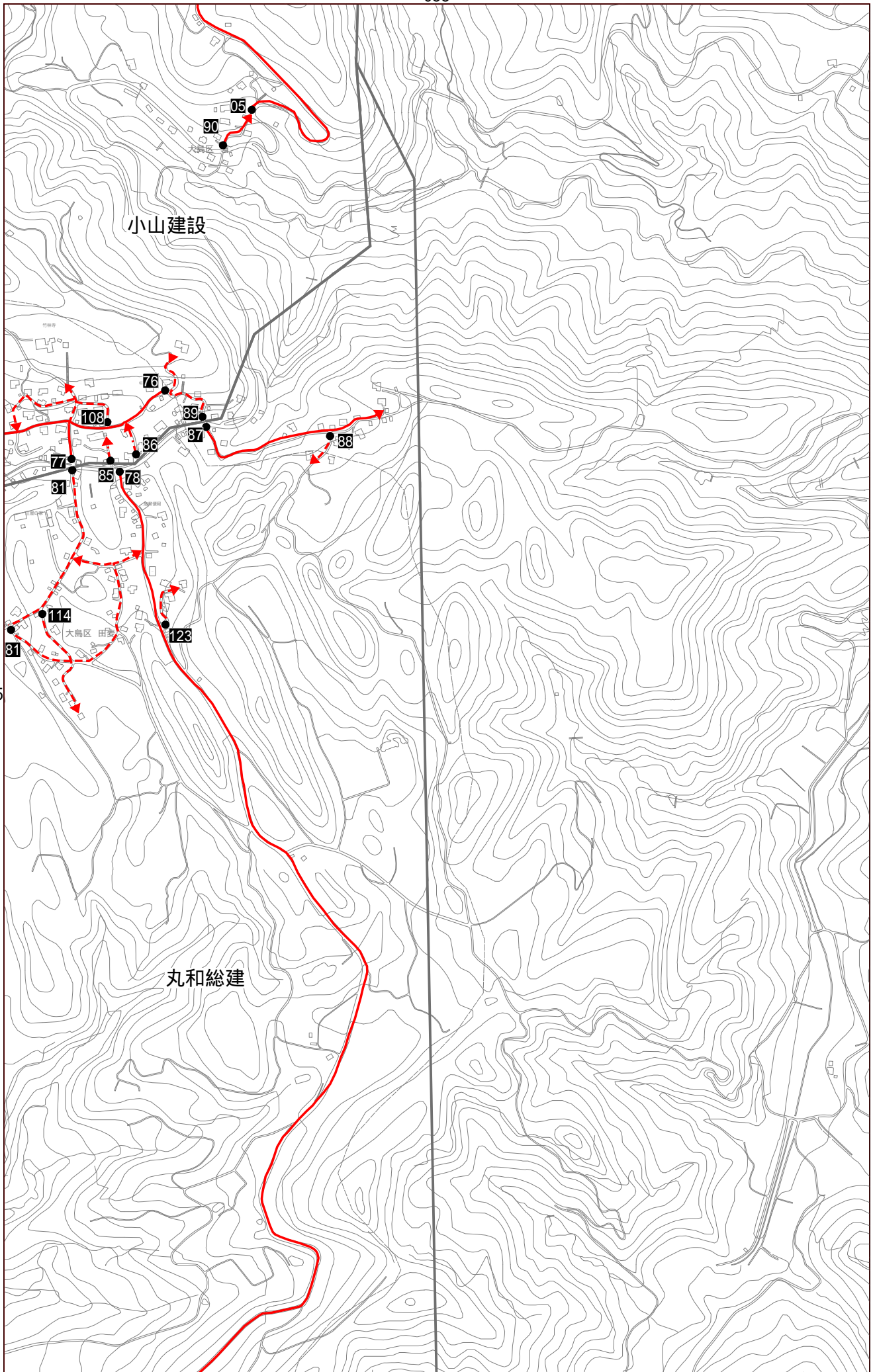


小山建設

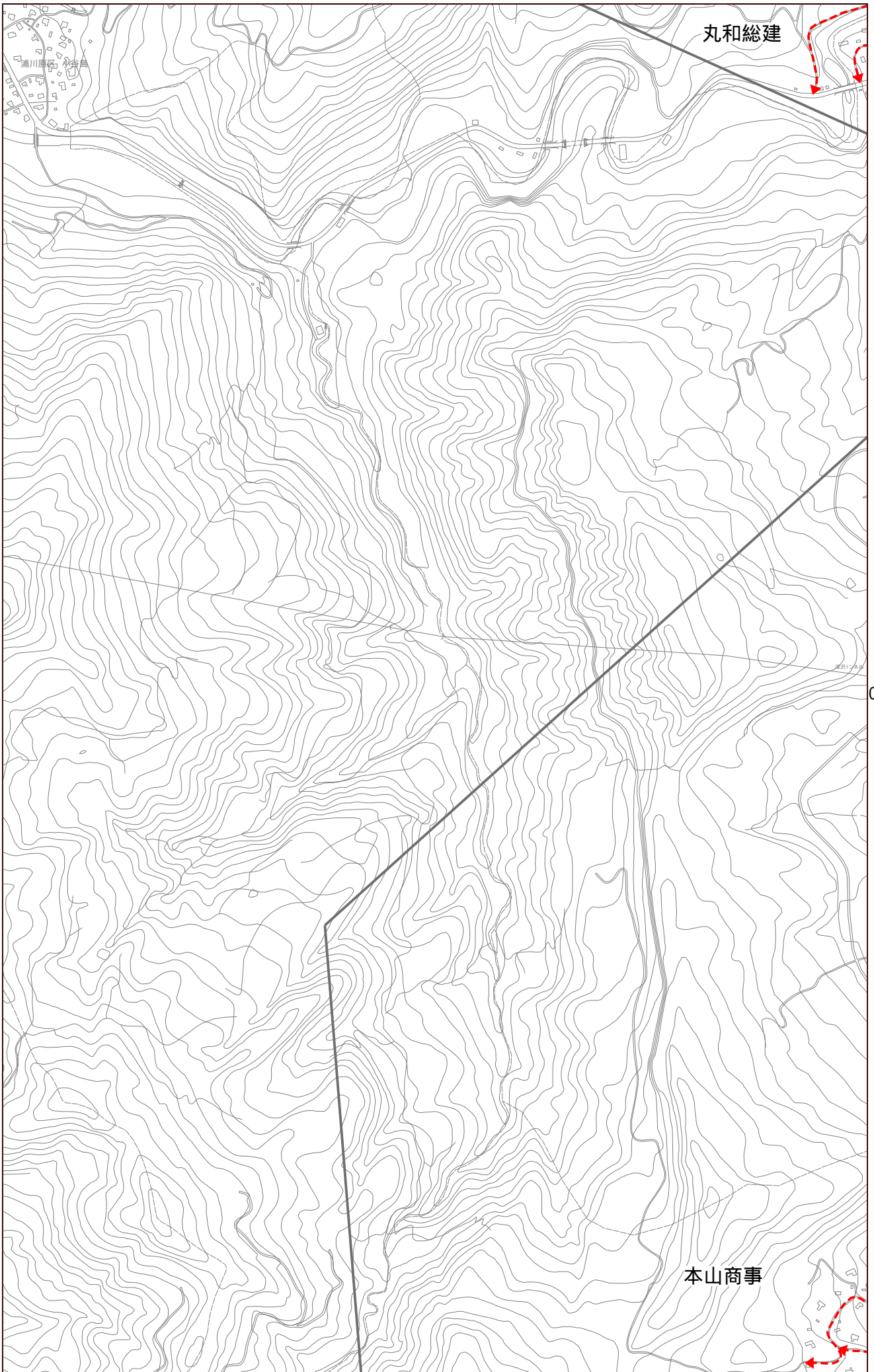
大島区

074

076



075



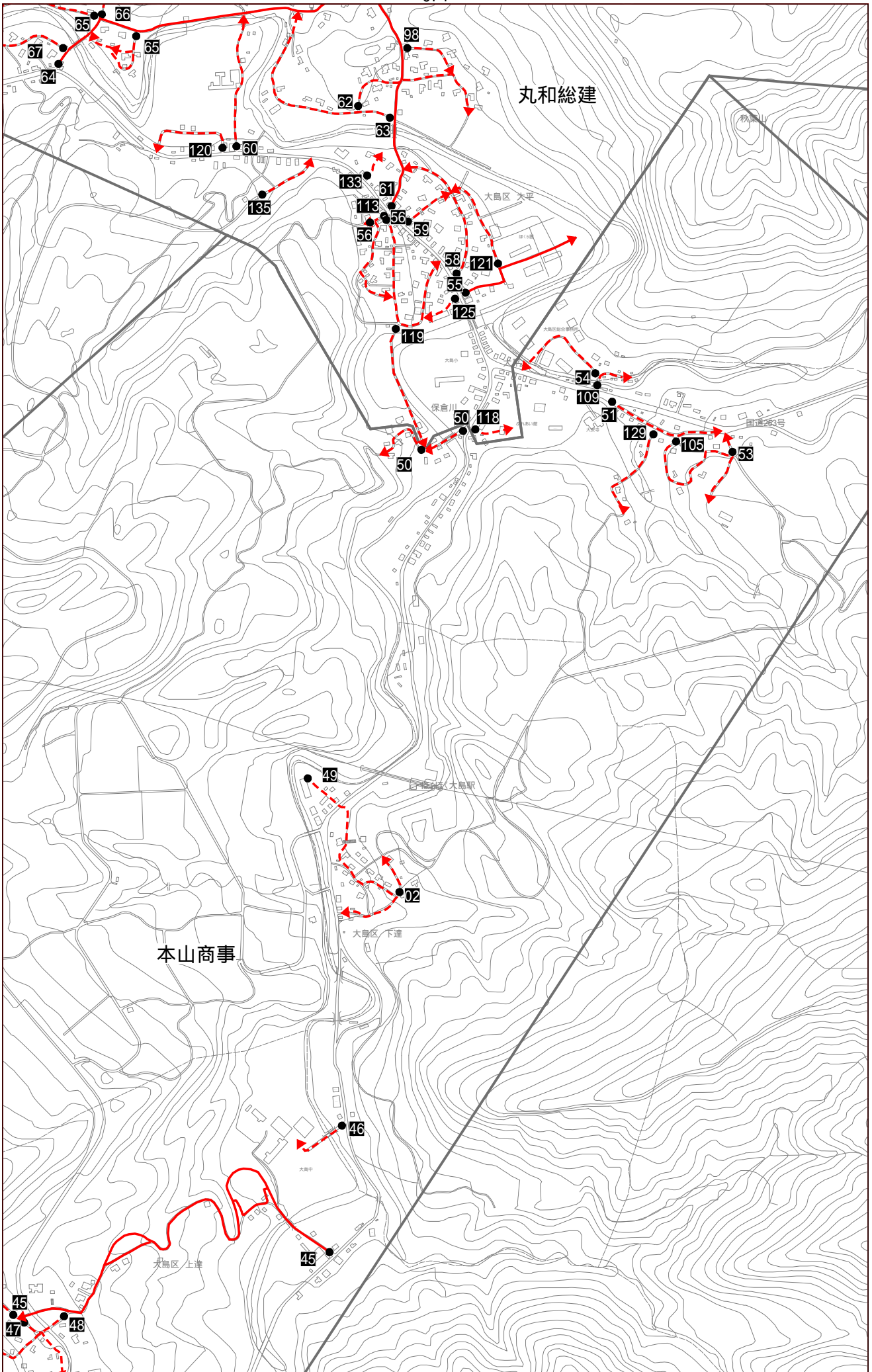
丸和総建

本山商事

092

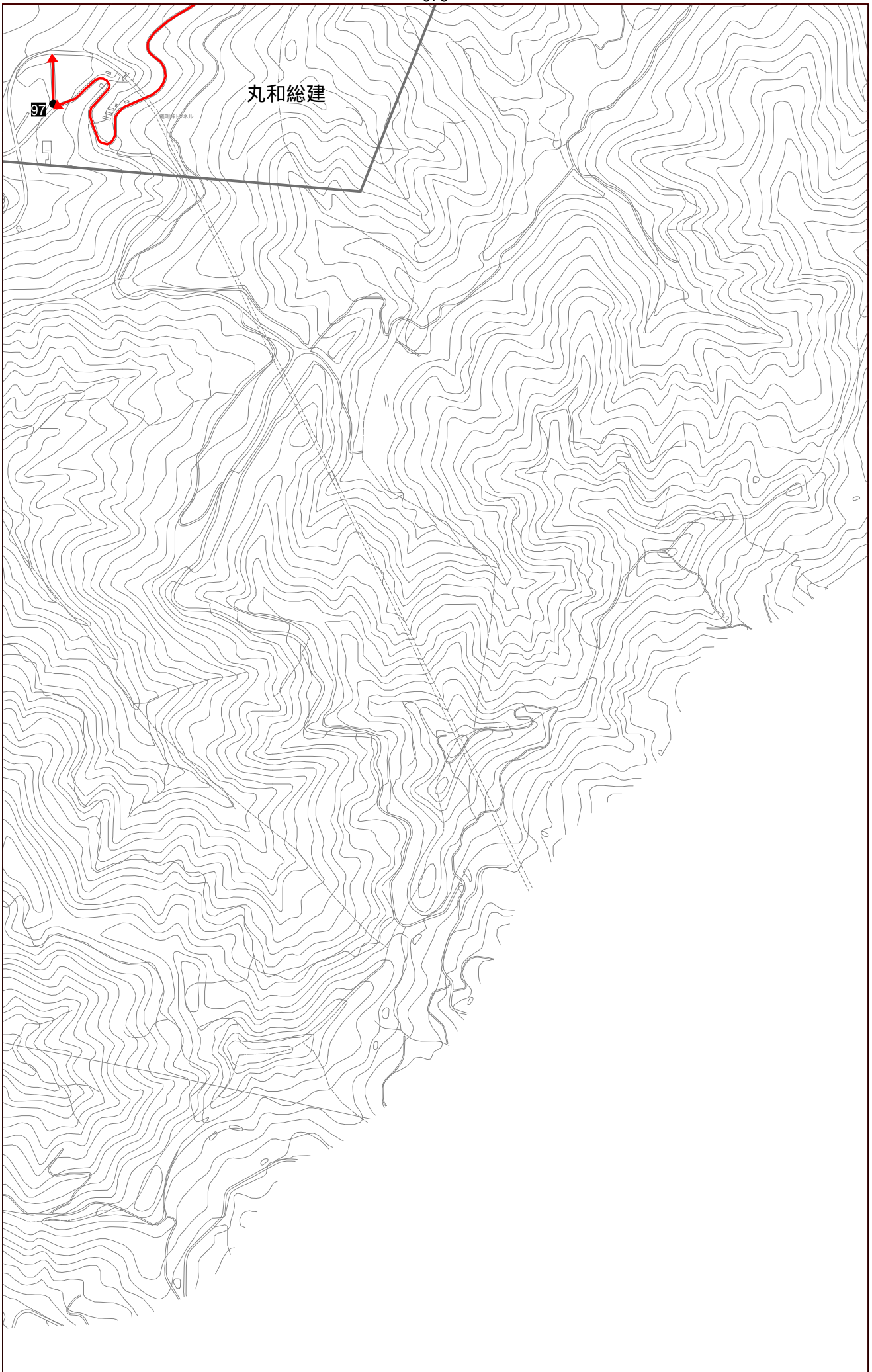
1:10,000

図面番号: 091



091

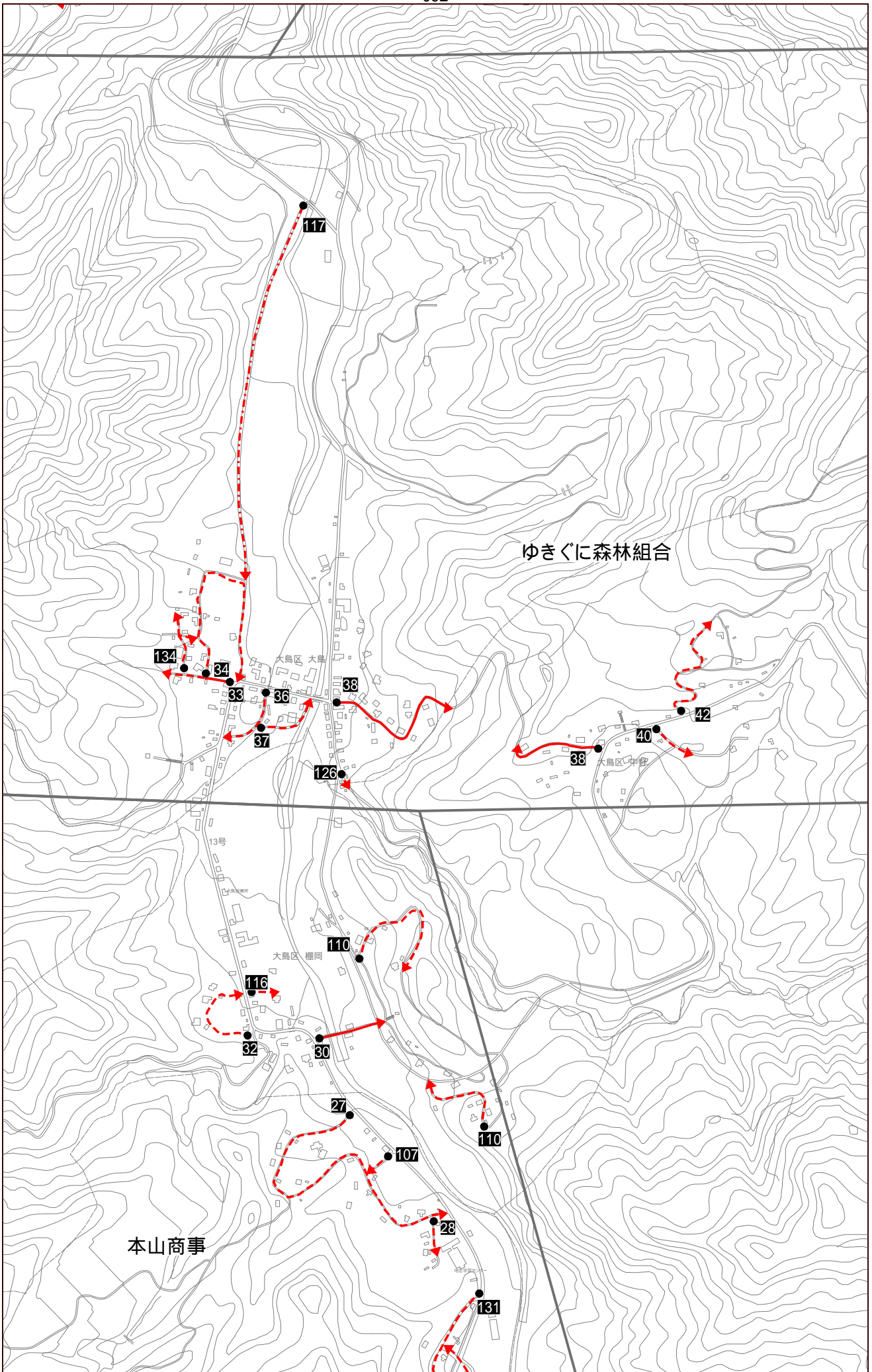
076

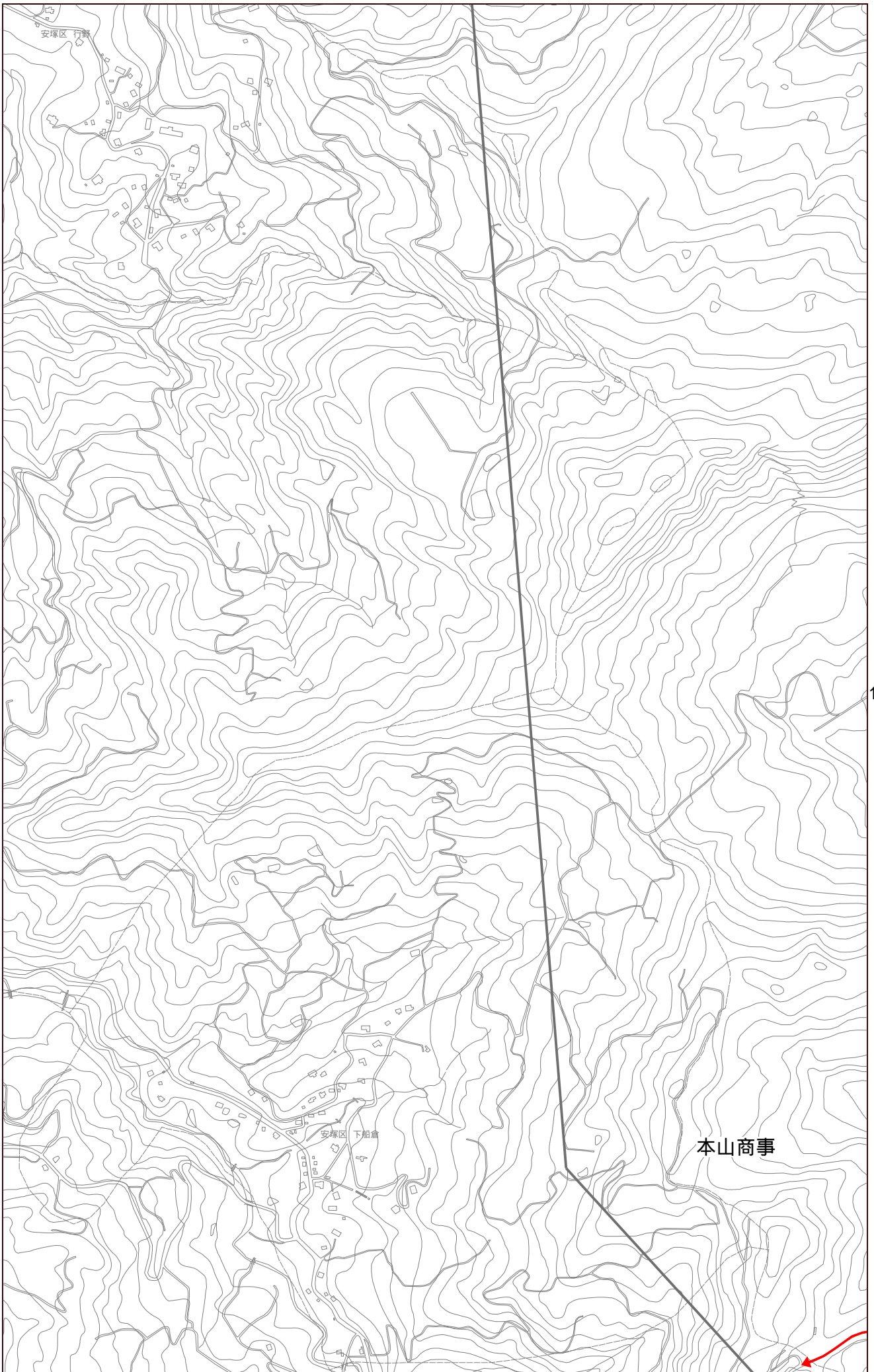


丸和総建

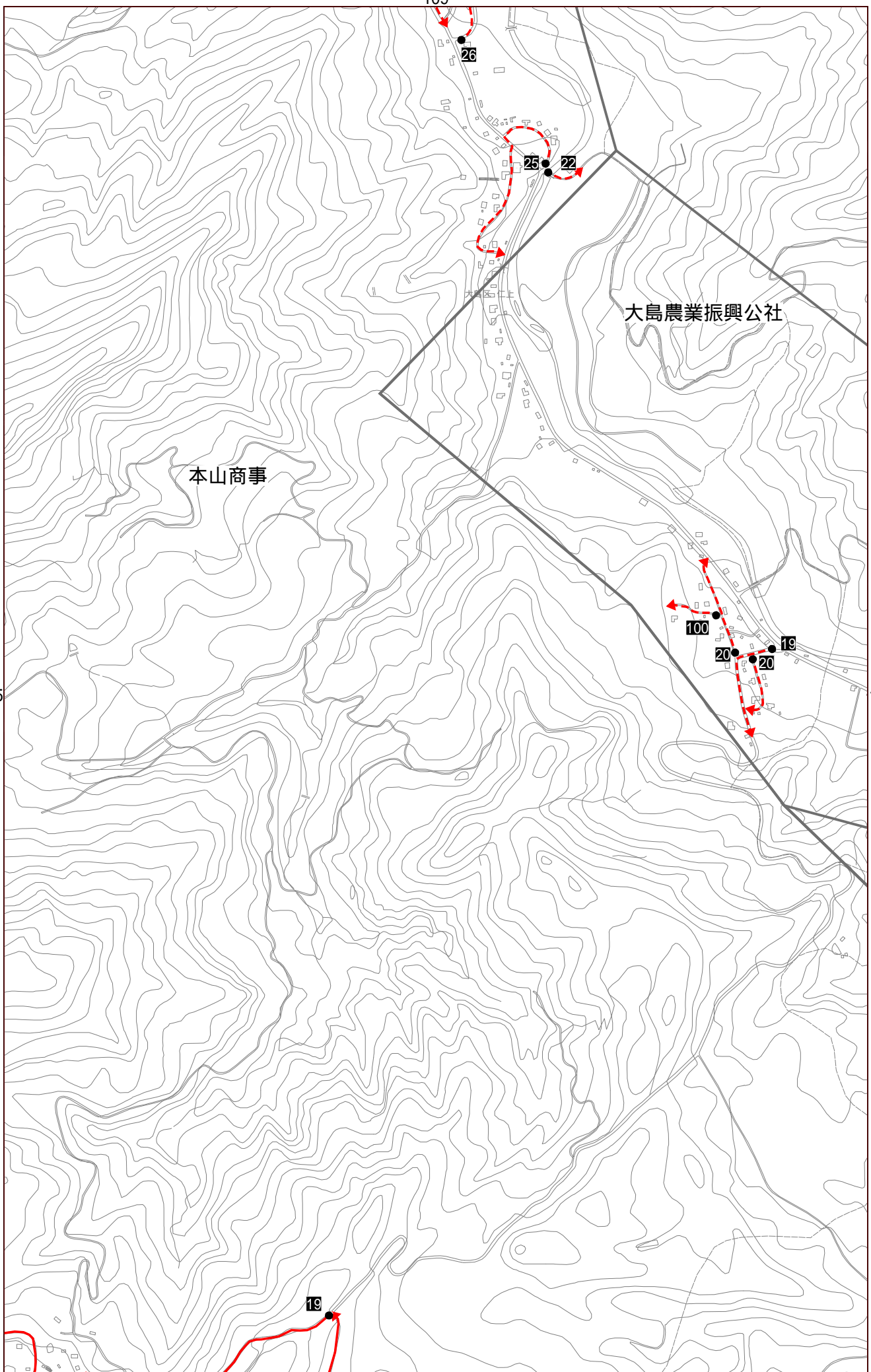
97

地籍図





126



本山商事

大島農業振興公社

109

26

25

22

100

20

19

20

19

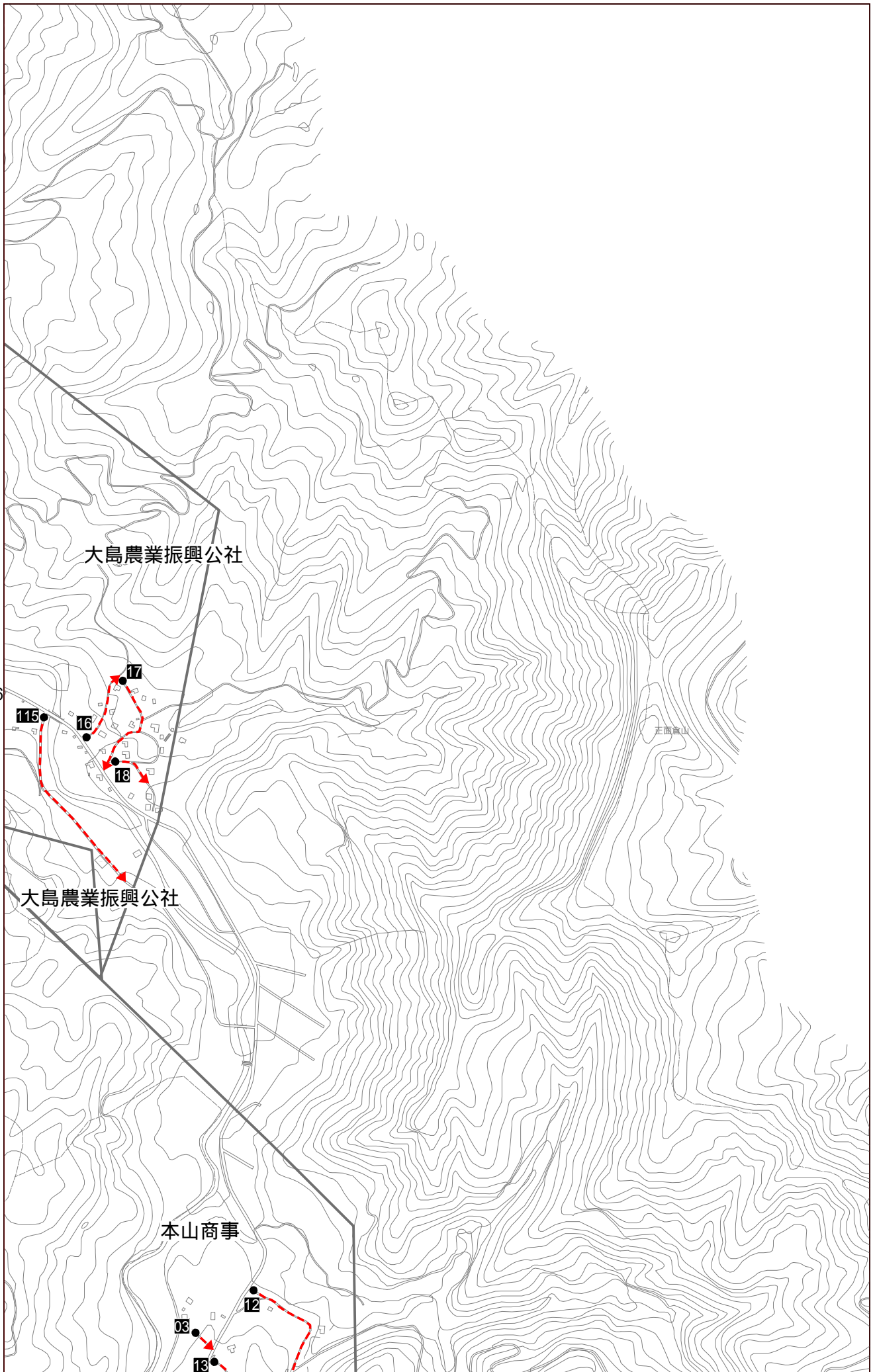
125

127

144

1:10,000

図面番号: 126



126

大島農業振興公社

正面山

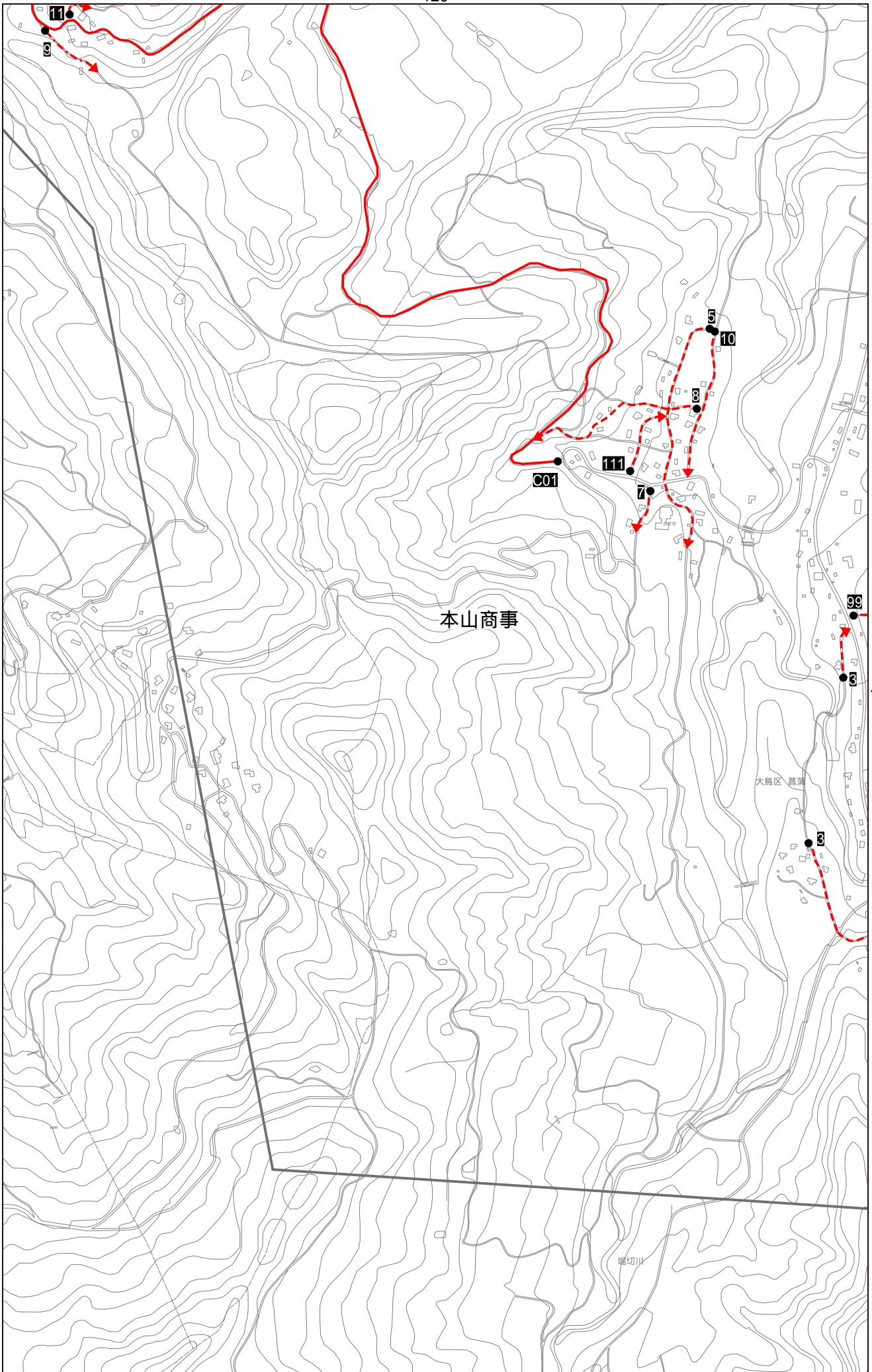
大島農業振興公社

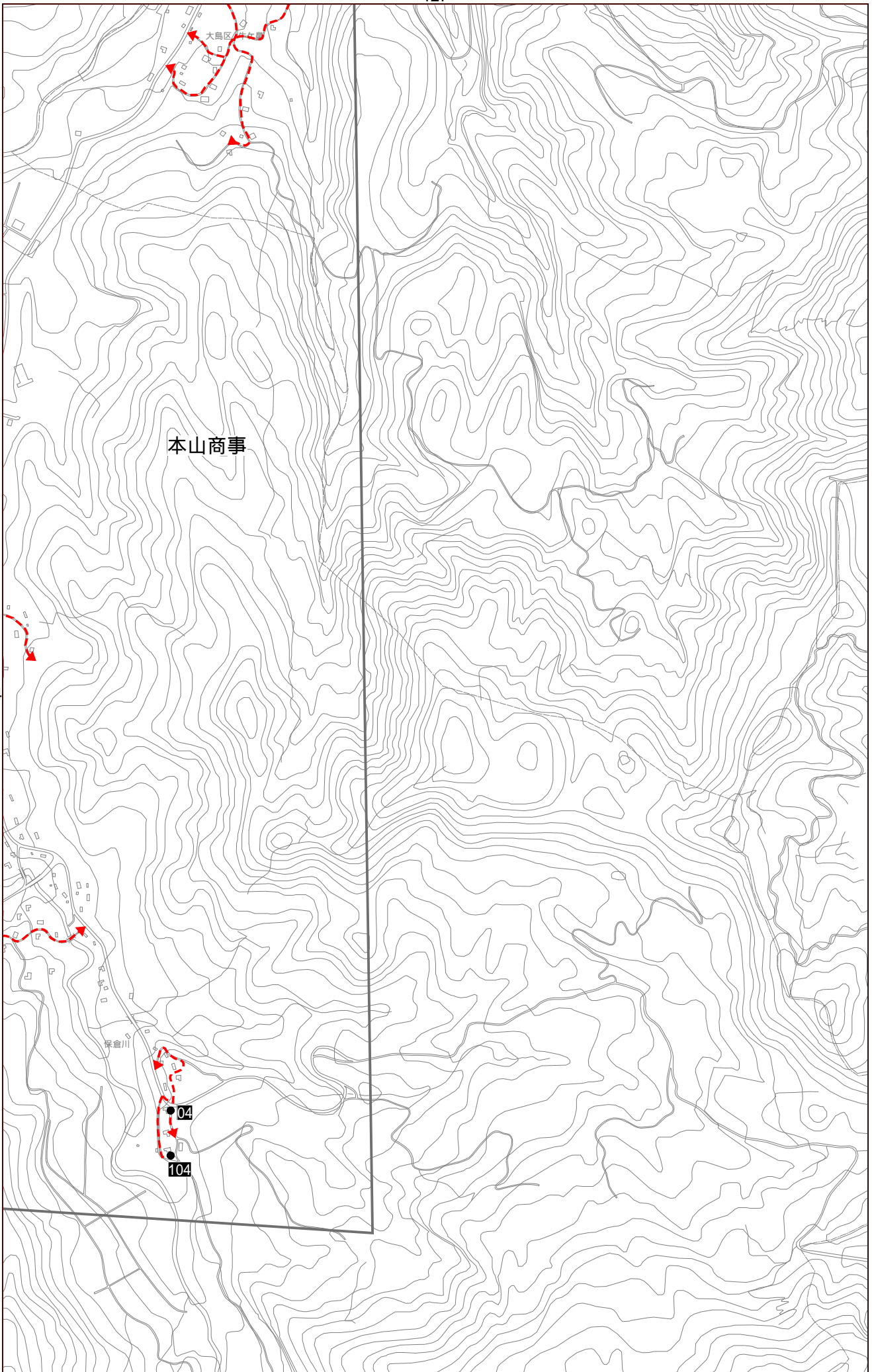
本山商事

1:10,000

145

図面番号: 127





144

本山商事

深倉川

04

104

上健第 31229 号
令和 5 年 11 月 21 日

大島区地域協議会
会 長 丸 田 新 一 様

上越市長 中 川 幹 太
(健康福祉部健康づくり推進課)



大島保健センターの廃止について（通知）

令和 5 年 10 月 25 日 付けで答申のあった諮問第 112 号大島保健センターの廃止について、
下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり大島保健センターを廃止することとし、令和 6 年上越市議会 3 月定例会に
所要の条例案を提出します。

令和元年度 地域協議会に関する活動報告会の実施内容

地域協議会に関する活動報告会・公募説明会

日 時：令和2年2月26日午後4時～

場 所：大島コミュニティプラザ

2階 市民活動室

1 開 会

2 第4期大島区地域協議会の活動報告

3 第4期地域協議会委員による4年間の振り返り

4 委員公募の説明

5 閉 会

大島区地域協議会に関するこれまでの活動報告

[現委員の任期：平成28年4月29日～令和2年4月28日]

① 協議会の開催状況

	開催回数(回)	委員出席率(%)	傍聴者数(人)
平成28年度	9	89.8	10
平成29年度	9	89.8	51
平成30年度	9	83.3	34
令和元年度	8	87.5	39
合計	35	87.8	134

(注)令和2年度は、1月末現在のものであります。

② 市長からの諮問事項に関すること

	諮問件数	答 申	
		答申件数	うち付帯意見数
平成28年度	0	0	0
平成29年度	1	1	0
平成30年度	0	0	0
令和元年度	1	1	0
合計	2	2	0

③ 地域協議会が必要と認めて自主的に審議した事項に関すること

	審議件数	市長に提出した意見書数
平成28年度	1	0
平成29年度	1	0
平成30年度	0	0
令和元年度	0	0
合計	2	0

④ 勉強会の実施状況

	内 容
平成30年度	・市道と交通機関の安全性の向上について

⑤ 「大島区地域協議会だより」の発行状況

	発行回数	発行時期
平成 28 年度	3	23 号 : 4. 15、24 号 : 6. 15、25 号 : 2. 1
平成 29 年度	3	26 号 : 7. 15、27 号 : 11. 15、28 号 : 3. 15
平成 30 年度	2	29 号 : 7. 15、30 号 : 12. 1
令和元年度	3	31 号 : 7. 1、32 号 : 12. 1、33 号 : 3. 15
合 計	11	

⑥ 視察研修実施状況

	視 察 研 修 先
平成 28 年度	小川村役場、信州 小川の庄、松代城跡・真田宝物館（小川村）
平成 29 年度	(株)Aファーム 雪の十日町（十日町市）、特定非営利法人 ECOPLUS（南魚沼市）
平成 30 年度	不動森あげ米かい（上越市名立区）
令和元年度	上越市柿崎区水野集落、十日町市室野集落

⑦ 大浦安合同研修会実施状況

	会 場	内 容
平成 28 年度	浦川原区	「地域協議会の在り方について」 講師：福島大学 人間発達文化学類 牧田 実 教授
平成 29 年度	大島区	「中山間地域の地域振興」 講師：上越市長 村山秀幸
平成 30 年度	安塚区	「陸上自衛隊及び高田駐屯地の概要」 講師：陸上自衛隊高田駐屯地 第 5 施設群長 北島 崇生 様
令和元年度	浦川原区	「” 連携 ” を考える」 講 師 大阪市立大学都市研究プラザ特別研究 栗本裕見 様

活動報告会 日程協議（カレンダー）

※ 2月上旬 から 3月上旬 の間で検討

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17 灯の回廊 (他区)
18	19	20	21	22	23	24 灯の回廊 (大島区)
25	26	27	28	29		

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 薬師山道 ユキノアカリ
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

大島方面隊 第2分団消防部の再編について

上越市消防団大島方面隊

■再編の趣旨

- 消防団員の減少、高齢化が進み、現状の体制では各消防部・分団の活動に支障が生じると考えられる。
- より効率的に火災や災害時に迅速な消防活動ができるよう、再編する。

■消防部再編による変更点

<体制>

【現 状】 1分団 3消防部体制

第1部 棚岡・大島・中野
第2部 三竹沢・熊田・仁上・石橋
第3部 菖蒲東・菖蒲西・牛ヶ鼻
西沢



【再編後】 1分団 1消防部体制

第1部 大島地区、菖蒲地区

<災害時等の出動範囲>

【現 状】

各分団の管轄区域の災害等に出動



【再編後】

出動範囲を大島区全域とする

<積載車の配置>

【現 状】 5台配置

第1部 大島 普通積載車 1台
棚岡 軽積載車 1台
第2部 仁上 普通積載車 1台
第3部 菖蒲 普通積載車 1台
軽積載車 1台



【再編後】 4台配置

第1部 大島 普通積載車 1台
棚岡 軽積載車 1台
第2部 仁上 普通積載車 1台
第3部 菖蒲 普通積載車 1台

大島区におけるバスの再編案について

(第2次上越市総合公共交通計画・後期再編計画)

○再編方針 (R5. 6. 1 第1回大島区公共交通懇話会です承 → 方針及び運行形態)

- ・ 社会の変化、利用状況等により、利便性の高い移動手段の確保を図ることを目的に再編を行う。
- ・ 中学校の統合による通学方法を考慮し、検討する。

○再編時期 令和6年4月

○路線ごとの再編案 (R5. 11. 8 第2回大島区公共交通懇話会です承)

路線名	R5 現在の運行形態	再編方針 (運行形態)	再編案
大平線 (支線)	・ 路線定期運行	○ 路線定期運行 利用実態に合わせた便数や運行区間の調整を行い、運行の効率化を図る。	◎ 路線定期運行を継続 → 利用者が極めて少ない「大島コミュニティプラザ」～「小谷島」間を廃止する。
菖蒲線 (支線) 旭線 (支線)	・ スクールバス混乗運行 (一部デマンド型バス運行)	① 予約型コミュニティバスに転換する。(大島区全域を運行区域とする) ② スクールバス混乗運行 ・ 小学生の通学時間帯は、定時便で運行する。(中学生は専用スクールバスを利用) ③ 運行車両の変更 ・ マイクロバスからワンボックス車へ変更	◎ 予約型コミュニティバスに転換 → 大島区全域を運行区域とする。 → 時刻表やルートの定めなく、停留所間を予約に応じて運行する。 → 小学生の通学時間帯は、定時便(定路線)を運行する。 ・ 通学時間帯のバスは、一般住民も利用できるスクールバス(一般混乗)とする。 ※ 中学生のスクールバスは生徒のみが利用 → 車両は、小学生のスクールバス2台(ワンボックス車)を使用し、小学生の通学時間帯以外での運行とする。 ・ 運行時間(案) 午前7時20分～午後7時30分 → 予約型コミュニティバス運行方法(案)は裏面

予約型コミュニティバス運行方法（案）

項目	内容
運行形態	予約型バス運行（区域運行） ※小学校スクールバス運行時は、定時・定路線による一般混乗 ※学校が休み（夏休み、冬休み、春休み等）の期間は全て予約型バス運行
運行日	月～土曜日（日曜日、祝日及び12月31日～1/3を除く）
運行時間	午前7時20分から午後7時30分まで
運行区域	上越市大島区内 全域
運行経路	停留所間を予約に応じて自由に運行
バス停	バス停の無い町内会に新設 利用状況等により現在のバス停を移設、増設
使用車両	市所有の車両（ワンボックス型 2台）
利用者登録	初回のみ必要
乗車予約	その都度必要（1人当たり10件まで予約可能）
予約方法	電話及びWEB
予約受付期間	乗車する10日前～当日の1時間前
予約受付時間	電話予約：午前7時～午後7時（土日祝日及び12月29日～1/3を除く） WEB予約：午前7時～午後7時（土日祝日及び12月29日～1/3を除く） ※上記時間帯以外は予約不可 ※土曜日の運行予約は、前日の金曜日（平日）まで
予約取消 締切時間	予約した乗車時間の1時間前まで
運賃	1回の乗車 200円（小学生以下100円、障害者の割引あり）
支払方法	現金、回数券、市が発行するバス・タクシー券